

議会議案第 5 号

飯田市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

飯田市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成27年 6 月26日提出

飯田市議会議会運営委員会  
委員長 清水 勇

記

飯田市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例  
(案)

飯田市議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成27年飯田市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 女性の議員の出産。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第 1 項又は同条第 2 項（ただし書を除く。）に規定する期間の範囲内であって、かつ、市議会の会議等に出席せず、又は参加しないことについて議員から議長に対し届出がなされている場合に限る。

附 則

この条例は、平成27年 7 月 1 日から施行する。